

## 更新履歴 新旧対照表

(単なる誤字の修正等は除く)

2025/3/24 更新項目

## 【認定日本語教育機関の認定等の審査要領】

項番	ページ	更新前	更新後
1	1	<p>2 認定の申請の審査方法</p> <p>(1) 部会は、認定日本語教育機関審査会（以下「審査会」という。）に審査を付託し、審査会から審査の議事経過及び結果の報告を受けて最終判定を行い、その結果を生涯学習分科会に報告する。</p> <p>(2) 審査会においては、書面審査、面接審査又は実地審査の方法により審査を行い、認定の可否（可、不可又は継続審査）を決する。</p> <p>(3) 部会においては、審査会からの報告を受け、最終判定（可、不可又は継続審査）を下し、その結果を生涯学習分科会に報告する。</p>	<p>2 認定の申請の審査方法</p> <p>(1) 部会は、認定日本語教育機関審査会（以下「審査会」という。）に審査を付託する。</p> <p>(2) 審査会においては、書面審査、面接審査又は実地審査の方法により審査を行い、認定の可否（可、不可又は継続審査）を決する。</p> <p>(3) 部会においては、審査会から <b>審査の議事経過及び結果の</b>報告を受け、最終判定（可、不可又は継続審査）を下す。</p>
2	4	<p>9 認定後の変更の届出の取扱いについて</p> <p>(1) 部会は、認定後の変更の届出のうち、以下に掲げる事由によるものその他部会長が必要と認めるものは、法及び認定日本語教育</p>	<p>9 認定後の変更の届出の取扱いについて</p> <p>(1) 部会は、認定後の変更の届出のうち、以下に掲げる事由によるものその他部会長が必要と認めるものは、法及び認定日本語教育機関認定基準への適合性について審査するものと</p>

		<p>機関認定基準への適合性について審査し、その結果を生涯学習分科会に報告するものとする。</p> <p>①日本語教育課程の新設</p> <p>②日本語教育課程の収容定員数の変更</p>	<p>する。</p> <p>①日本語教育課程の新設</p> <p>②日本語教育課程の収容定員数の変更</p>
3	4	<p>10 法第 12 条の規定による勧告及び命令並びに認定取消しについて</p> <p>(1) 法第 12 条の規定による勧告及び命令並びに認定取消しの是非についての審議は、文部科学大臣が法第 11 条の規定に基づいて認定日本語教育機関から受けた報告及び資料その他関連資料に基づいて行い、その結果を生涯学習分科会に報告するものとする。</p>	<p>10 法第 12 条の規定による勧告及び命令並びに認定取消しについて</p> <p>(1) 法第 12 条の規定による勧告及び命令並びに認定取消しの是非についての審議は、文部科学大臣が法第 11 条の規定に基づいて認定日本語教育機関から受けた報告及び資料その他関連資料に基づいて行うものとする。</p>

2024/10/15 更新項目

【認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項】

項番	ページ	更新前	更新後
1	6	2 留学のための課程を置く日本語教育機関について (3) 日本語教育課程に関する事項 ①～⑤	2 留学のための課程を置く日本語教育機関について (3) 日本語教育課程に関する事項 ① 認定基準第16条第1項の大学等において教育を受けることを目的に日本語教育を受けることを希望する者を対象とした課程については、修業期間や想定する具体の進学先にかかわらず、日本語能力の到達目標がB2相当以上であることを確認することとする。なお、認定基準第22条第3項に定める各活動においてB2相当に満たないものがある場合であっても、課程としての日本語能力の到達目標がB2相当以上かどうかを総合的に判断することとする。 ②～⑥ (項番ずれ修正)

【認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針】

項番	ページ	更新前	更新後
1	1	「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」(令和6年4月1日日本語教育部会決定)2(3)⑤及び3(3)①の (「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」を以下の通り定める。	「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」(令和6年4月1日日本語教育部会決定)2(3)⑥及び3(3)①の(「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」を以下の通り定める。

2024/7/18 更新項目

【認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項】

項番	ページ	更新前	更新後
1	5	<p>2 留学のための課程を置く日本語教育機関について</p> <p>(2) 施設及び設備に関する事項</p> <p>④ 認定基準第14条第1項の規定する教室が必要な環境を備えていることについて、教室が、地下にあり又は窓のない教室（地下に設けられた建築基準法（昭和25年法律第201号）第29条に規定する技術的基準に適合する学校の教室その他これと同等の構造及び設備を有する地下の教室を除く。）ではないことについて確認することとする。ただし、地下の教室であっても、からぼりなどにより空地に面する開口部が設けられ、かつ、換気設備、湿度調節設備が設けられており、建築基準法における地階の教室としての技術的基準を満たしている場合には認められることとする。</p>	<p>2 留学のための課程を置く日本語教育機関について</p> <p>(2) 施設及び設備に関する事項</p> <p>④ 認定基準第14条第1項の規定する教室が必要な環境を備えていることについて、教室が、地下にあり又は窓のないものではないことについて確認することとする。（次に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 地下の教室であって、からぼりなどにより空地に面する開口部が設けられ、かつ、換気設備、湿度調節設備が設けられており、建築基準法（昭和25年法律第201号）第29条に規定する地階の教室としての技術的基準に適合する場合</p> <p>ロ 窓のない教室であって、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第6条第1項の規定に基づく学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に照らして適切な環境と認められる場合</p>
2	9,10	<p>3 就労のための課程又は生活のための課程を置く日本語教育機関について</p>	<p>3 就労のための課程又は生活のための課程を置く日本語教育機関について</p>

	<p>(2) 施設及び設備に関する事項</p> <p>④ 認定基準第14条第1項の規定する教室が必要な環境を備えていることについて、教室が、地下にあり又は窓のない教室（地下に設けられた建築基準法（昭和25年法律第201号）第29条に規定する技術的基準に適合する学校の教室その他これと同等の構造及び設備を有する地下の教室を除く。）ではないことについて確認することとする。ただし、地下の教室であっても、からぼりなどにより空地に面する開口部が設けられ、かつ、換気設備、湿度調節設備が設けられており、建築基準法における地階の教室としての技術的基準を満たしている場合には認められることとする。</p>	<p>(2) 施設及び設備に関する事項</p> <p>④ 認定基準第14条第1項の規定する教室が必要な環境を備えていることについて、教室が、地下にあり又は窓のないものではないことについて確認することとする。（次に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 地下の教室であって、からぼりなどにより空地に面する開口部が設けられ、かつ、換気設備、湿度調節設備が設けられており、建築基準法（昭和25年法律第201号）第29条に規定する地階の教室としての技術的基準に適合する場合</p> <p>ロ 窓のない教室であって、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第6条第1項の規定に基づく学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に照らして適切な環境と認められる場合</p>
--	---	--

【認定日本語教育機関の認定等の審査要領】

項番	ページ	更新前	更新後
1	2,3	<p>4 面接審査及び実地審査</p> <p>(6) 面接審査及び実地審査においては、審査を受ける日本語教育機関の設置者（法人の場合は代表者（当該審査の主担当である委員等が認めた場合には、日本語教育機関の担当役員）、校長（予定者を含む。）及び主任教員（予定者を含む。）の出席を求める。ただし、大学が審査を受ける場合で、当該大学の審査の主担当である委員等が認めた場合には、校長の代理として別科等の日本語教育課程を置く組織の長等の校長に代わる適切な者が出席できることとする。</p>	<p>4 面接審査及び実地審査</p> <p>(6) 面接審査及び実地審査においては、審査を受ける日本語教育機関の設置者（法人の場合は代表者（当該審査の主担当である委員等が認めた場合には、日本語教育機関の担当役員）、校長（予定者を含む。）及び主任教員（予定者を含む。）の出席を求める。ただし、大学が審査を受ける場合で、当該大学の審査の主担当である委員等が認めた場合には、<b>学長</b>の代理として別科等の日本語教育課程を置く組織の長等の<b>学長</b>に代わる適切な者が出席できることとする。</p>
2	3	<p>5 文部科学省担当官による実地確認</p> <p>(1) 審査会は、必要に応じて、文部科学省担当官が行った申請に係る実地確認の結果について、報告を受けることができる。</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>5 文部科学省担当官による実地確認</p> <p>(1) <b>文部科学省担当官は、必要に応じて申請に係る実地確認を行う。</b></p> <p>(2) 審査会は、必要に応じて、文部科学省担当官が行った実地確認の結果について、報告を受けることができる。</p> <p>(3)</p> <p>(4) <b>(項番ずれ修正)</b></p>